

指定（介護予防）訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所	峡南医療センター企業団 市川三郷診療所
所在地	〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門428-1
事業者指定番号	1910610649
サービス提供地域	市川三郷町

2 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	厚生労働省で定められた指定訪問リハビリテーションの人員基準、及び運営に関する基準を遵守するために、必要な職員について、指導監督事業の運営総括を行います。	1名
医師	従業者と共同し訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者の健康状態等を把握する。	1名
理学療法士	訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション計画・報告書の作成、主治医との連絡を行います。	1名

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日の間 ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。
営業時間	午後1時～4時

4 訪問リハビリテーションの提供方法

- （1） 訪問リハビリテーションは、主治医の指示書により、リハビリテーション計画を立てて進めます。
- （2） 訪問リハビリテーションサービスは、主治医、介護支援専門員、関係市町村等と連絡調整をとりながら行います。

5 身元引受人

- (1) 利用者は次の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
- ・行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者を言います。）であること
 - ・弁済をする資力を有すること
- (2) 身元引受人は、利用者が本説明書上当事業所に対して負担する一切の責務を極度額5万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

6 利用料金

訪問リハビリテーション費	詳細は別紙添付の料金表を確認。
--------------	-----------------

契約外の訪問リハビリテーション費	1回につき、厚生労働大臣告示の訪問リハビリテーション費と同額を徴収します。	
交 通 費	市川三郷町内は、無料です。	
	上記以外の地域は、実施区域（市川三郷町内）を超えた部分につき、下記のとおりです。	
	片道5km未満	250円
	片道5km～10km未満	500円
そ の 他	片道10km以上	1,000円
	訪問リハビリテーションを実施するにあたって、必要な物品については実費徴収とします。	

7 サービス内容に関する苦情・相談担当

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す連絡先のとおり）

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- 管理者は、担当職員に事実確認を行う。
- 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

- 対応内容に基づき、必要に応じて関係への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

窓 口 担 当	電 話 番 号
事務部長	0 5 5 (2 7 2) 3 0 0 0

(2) 町及び県の介護保険相談窓口

当事業所以外に、町及び県の介護保険相談窓口は、次のとおりです。

市川三郷町	介護保険担当	0 5 5 (2 7 2) 1 1 0 1
山梨県国保連合会	苦情受付窓口	0 5 5 (2 3 3) 9 2 0 1

8 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得たご利用者、又はその家族の秘密を厳守します。
- (2) 当事業所は、理学療法士その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者、又は、その家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を使用する場合は、あらかじめご利用者、又は、ご家族からの同意をいただきます。

9 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う訪問リハビリテーションの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、市町村、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供した訪問リハビリテーションにより、損害賠償をするべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 身体の拘束等

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は院長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当院の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

1 1 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(オンライン会議システムを活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果ついて従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1 2 当事業所の概要

名 称 等	峡南医療センター企業団 市川三郷診療所
代 表 者	院長 久保寺 智
所 在 地 電 話	〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門428-1 055-272-3000

(介護予防)訪問リハビリテーション利用料

峡南医療センター 市川三郷診療所
令和7年10月1日現在

要支援の方

		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
法定代理受領サービスの利用料	介護予防訪問リハビリテーション費(基本料)	1回(20分)	298	596	894 円
		2回(40分)	596	1,192	1,788 円
	★予防訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算	200	400	600	円/日
	予防訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)	6	12	18	円/回
	中山間地域当における小規模事業所加算	基本料から10%加算	基本料から10%加算	基本料から10%加算	円
	★12月超減算	-30	-60	-90	円/回
	★退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	円/回

要介護の方

		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
法定代理受領サービスの利用料	訪問リハビリテーション費(基本料)	1回(20分)	308	616	924 円
		2回(40分)	616	1,232	1,848 円
	★訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算	200	400	600	円/日
	★訪問リハ認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	480	720	円/日
	訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)	6	12	18	円/回
	中山間地域当における小規模事業所加算	基本料から10%加算	基本料から10%加算	基本料から10%加算	円
	★退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	円/回

※赤字部分が令和6年度介護報酬改定による変更箇所になります。

※★および★については、該当した場合に算定させていただきます。

※退院時共同指導加算とは

病院に入院中の者が退院するに当たり、当事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後にリハビリテーションを行った場合に算定させていただきます。